

四日市市告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定したふるさと応援寄附金の指定代理納付者の商号変更に伴い、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）第22条の3第2項の規定に基づき、告示する。

令和3年5月25日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
株式会社三十三カード
三重県四日市市幸町2番4号
- 2 変更事項
商号
新 株式会社三十三カード
旧 株式会社三重銀カード
- 3 変更年月日
令和3年5月1日
- 4 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと応援寄附金
- 5 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

(財政経営部市民税課)